

# 長崎市立丸尾中学校 生徒心得

互いに協力し、励まし合って、よい校風をつくり、立派な中学生として成長していくために、次の心得を守ろう。

## I 校内生活について

[生活面]

### 1. 時刻について

- (1) 8：15までに登校する。(ただし、8：10までに生徒玄関を通過する。)
- (2) 朝学習8：20～8：30 朝の会8：30～8：40 ※A日課の場合。
- (3) 下校時刻は原則として16時45分。それ以降残る場合は、担任の許可を得ること。
- (4) 遅刻・早退・欠席・忌引の時は、必ず担任へ連絡する。(保護者に連絡を入れてもらう)
- (5) 諸活動の開始・終了の時刻は厳守する。

### 2. 通学について

- (1) 登下校の際は、交通規則を守る。
- (2) 登下校は徒歩通学とする。
- (3) 登下校の時には店などに立ち寄ったり、飲食はしない。

### 3. 学用品について

- (1) 所持品には必ず名前を記入する。
- (2) 通学カバンは学校指定のものを使用する。補助バックは手提げ袋を使用する。(派手でないもの) 補助バックに入らない物は手提げ袋の使用を認める。
- (3) 学習に不必要なものは持参しない。カッターなどの刃物は持ちこまない。
- (4) 生徒同士の金銭や私物の貸し借りはしない。
- (5) 公共物を大切にす。誤って破損した場合は担任及び係の先生に申し出る。

## 4. 服装・容儀について

〈男子〉

- (1) 冬の通学服は標準学生服。(標準マーク付き)
- (2) 標準学生服の下は白のカッターシャツを着用。
- (3) 夏期の上衣は、学校指定のシャツとする。
- (4) ベルトは黒または茶とする。
- (5) ベルトはウエストで締める。

〈女子〉

- (1) 通学服は学校指定の標準服とする。
- (2) 夏期の上衣は、学校指定のシャツとする。
- (3) スカートのつりひもをつける。(令和4年度から女子スラックス導入)
- (4) スカートの気を付けをして膝頭が隠れる長さとする。

〈共通〉

- (1) 名札を所定の位置につける。
- (2) 靴、靴下は白とする。(ワンポイントは可。ライン入り・あみ目・スニーカーソックスは禁止)
- (3) 衣替えは、一定の移行期間をもうけ、気候に合わせて時期を決定する。  
目安 夏服への完全移行：6月10日前後  
冬服への完全移行：11月1日前後
- (4) 中に着るTシャツについては、ワンポイントまでで白とする。
- (5) 厳寒期の服装においては時期に応じて指示をする。(中に着用するときは制服の色に近いもの白、黒、紺、灰など) ※女子生徒はタイツを着用してもよい。スパッツは禁止。
- (6) 外出時の服装は私服でもよいが、時と場合にふさわしいものを心がける。(休み中でも登校するときは制服を着用する。)
- (7) 厳寒期には授業中、膝掛けを使用してもよい。

### 〈髪型など〉

- (1) 男女ともに活動的かつ清潔でさっぱりした髪型にする。
- (2) 男子は耳や眉が髪でかくれないようにする。
- (3) 女子は髪で眉が隠れたり肩にかからないようにする。肩にかかったらゴム（黒、紺、茶）で結ぶ。結ぶ際は、耳より下の位置で結ぶ。
- (4) 染色や脱色、パーマ等の髪加工、眉そり、化粧はしない。
- (5) ピアス、マニキュア、整髪料、制汗剤などは使わない。

### 5. その他

- (1) 体育館を使用する時は、体育科の先生の許可をとること。
- (2) 図書室・保健室の使用については、係の先生の指示に従うこと。

### [学習面]

#### 1. 授業中について

- (1) 授業に遅れる場合や、やむを得ず退室する場合には、教科担任の先生に届け出る。
- (2) 学習用品を忘れない。忘れたときは教科担任の先生に届け出る。
- (3) 授業中、私語をしたり、立ち回ったりして他の人に迷惑をかけない。

#### 2. 休み時間について

- (1) 休み時間は次の授業の準備をして静かに待っておく。窓から身を乗り出したり、校舎のひさしなどに出たり、その他危険な行為をしない。
- (2) 他の教室に入室しない。
- (3) グラウンドでのボール遊びなどは昼休みに限る。ソフトボールや野球ボールは使わない。
- (4) 学習係は昼休みまでに教科担任の先生に、次時の学習の準備を確認する。

## II 校外生活について

### 1. 校外生活で、特に次の行為に注意する。

- (1) 夜間外出を禁止する。外出時間は次のとおりとする。

[帰宅完了時間]

夏期（ 4月～9月） 午後7時

冬期（10月～3月） 午後6時

- (2) 校区外に出かける時は標準服が望ましい。
  - (3) 貴重品や多額の金銭は持ち歩かない。
  - (4) 外泊は禁止する。
  - (5) 法令に触れる行為はしない。  
① 万引      ② 窃盗      ③ 喫煙      ④ 飲酒      ⑤ 無免許運転など
2. 外出する際は家族に行き先、帰宅時間などを必ず告げて出る。
  3. 休日における校舎及び運動場の使用は、先生に届け出て、学校長の許可を受け、先生の指導のもとに使用する。
  4. 他校生トラブルなどを起こしたり、また、まきこまれたりしないように注意する。
  5. 生徒同士でゲームセンター・カラオケボックス・ボウリング場・喫茶店・インターネットカフェ等へ出入りしない。また、大型商業施設の休憩所、ファストフードコーナーなどの長時間の利用や出入りをしない。特に用がない場合は、立ち寄らない。
  6. 生徒同士の集会・キャンプ・パーティー等は禁止する。
  7. 保護者不在の家に集まって遊ばない。
  8. 自転車は交通ルールを守り使用する。
  9. 補導委員や地域の人からの注意をうけない。
  10. 携帯電話等は学校へ持ってこない。
  11. 携帯電話やインターネットの使い方は、家庭内や生徒会のルールを守って使う。